

屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第1	タンクの設置場所	令12-1-1
----	----------	---------

1 タンクの設置場所

屋内タンク貯蔵所（第2項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク（以下この条及び第26条において「屋内貯蔵タンク」という。）は、平屋建の建築物に設けられたタンク専用室に設置すること。

（政令第12条第1項第1号抜粋）

2 留意事項

- (1) 屋内貯蔵タンクは、平屋建ての建築物内のタンク専用室に設けなければならないこととされているが、平屋建ての建築物内に屋内貯蔵タンクだけを設置する場合には、建築物全体が専用室に該当する。 (**)
- (2) タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備は設置しても差し支えないが、その他のものは設置してはならない。 (**)

平屋建の建築物内に設けられたタンク室の例

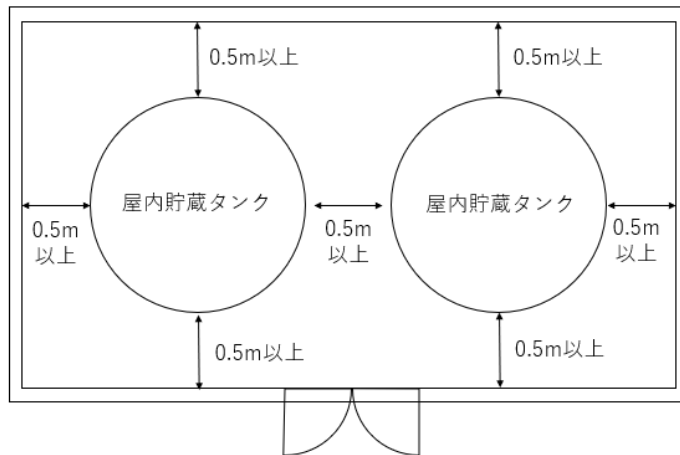


1 タンク室内の間隔

屋内貯蔵タンクとタンク専用室の壁との間及び同一のタンク専用室内に屋内貯蔵タンクを2以上設置する場合におけるそれらのタンク相互間に、0.5m以上の間隔を保つこと。

(政令第12条第1項第2号)

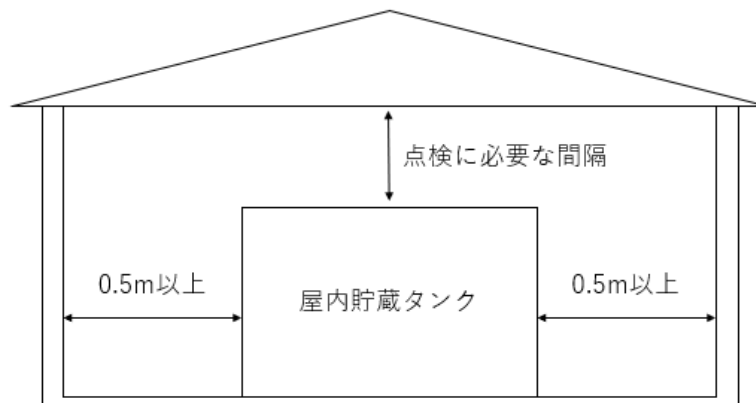
タンクと専用室の壁及びタンク相互の間隔



注1 タンクとタンク室の壁等との間隔は、タンクの点検等に必要の間隔であることから、柱やその他の設備を設置してはならない。

注2 タンクと専用室の屋根、はり等の間隔は、特に規定されていないが、タンク上部やタンク内部の点検等が容易に行える程度の間隔は必要である。

タンクと専用室の屋根、はり等の間隔



第3	標 識 ・ 掲 示 板	令12-1-3
----	-------------	---------

1 標識・掲示板

屋内タンク貯蔵所には、総務省令（規則第17条、規則第18条）で定めるところにより、見やすい箇所に屋内タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 (政令第12条第1項第3号)

なお、標識及び掲示板については、別記6 [標識及び掲示板] によること。

第5	タ ン ク の 構 造	令12-1-5
----	----------------------------	---------

1 タンクの構造

屋内貯蔵タンクの構造は、政令第11条第1項第4号に掲げる屋外貯蔵タンクの構造の例によるものであること。
(政令第12条第1項第5号抜粋)

2 タンクの構造基準

- (1) 厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造る。
- (2) 圧力タンクは、最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験で漏れ、変形がないこと。
- (3) 圧力タンク以外のタンクは、水張り試験で漏れ、変形がないこと。

第6	外 面 塗 装	令12-1-6
----	---------	---------

1 外面塗装

屋内貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

(政令第12条第1項第6号)

なお、さびどめの塗料等については、屋外タンク貯蔵所第10によること。

第7	通 気 管 ・ 安 全 装 置	令12-1-7
----	-----------------	---------

1 通気管・安全装置

屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令（規則第20条）で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令（規則第19条）で定める安全装置をそれぞれ設けること。
（政令第12条第1項第7号）

2 通気管の基準

第4類の危険物の屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外に設ける通気管は、無弁通気管とし、その位置及び構造は、次によること。
（規則第20条第2項抜粋）

(1) 先端は、水平より下に45度以上曲げ、雨水の進入を防ぐ構造とするとともに、屋外にあつて地上4m以上の高さとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すものとするほか、引火点が40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管にあつては敷地境界線から1.5m以上離すこと。

ただし、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、先端をタンク専用室内とすることができる。

(2) 通気管は、滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

(3) 直径は、30mm以上であること。

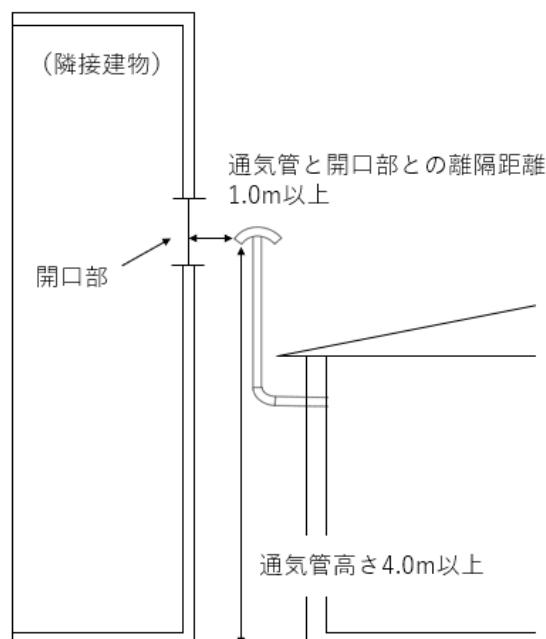
(4) 細目の銅網（40メッシュ以上）等による引火防止装置を設けること。

ただし、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、この限りでない。

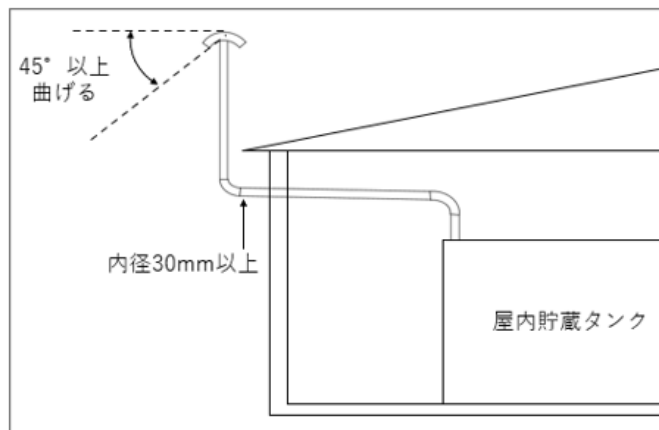
(5) アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、規則第20条第2項第1号及び第2号に適合した同条第1項第2号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。

（昭和37年10月19日自消丙予発第108号質疑）

通気管の位置の例

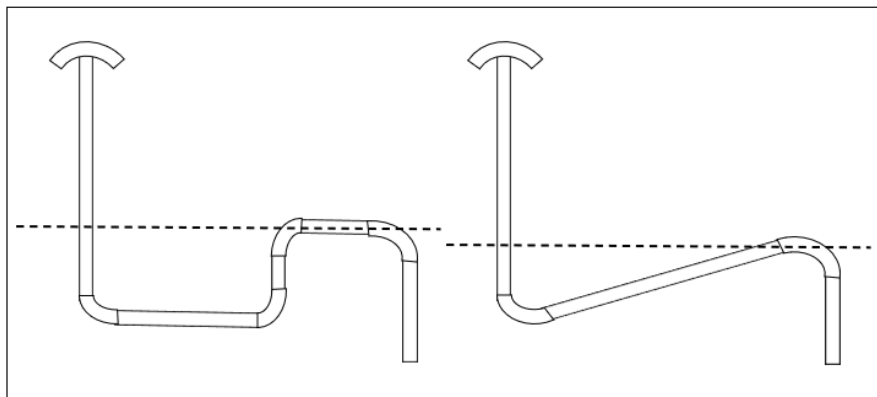


通気管の位置の例



注 通気管を横引きする場合は、1/100以上の上り勾配とすること。

湾曲するような屈曲の例



注 通気管を屋外に出し、その位置を高くするため、屈曲を生ずるおそれがあるため、通気管内で蒸気が凝縮して耐油するような屈曲は設けてはならない。

3 安全装置の基準

圧力タンクにあつては、安全装置を設けること。

安全装置については、製造所第15によること。

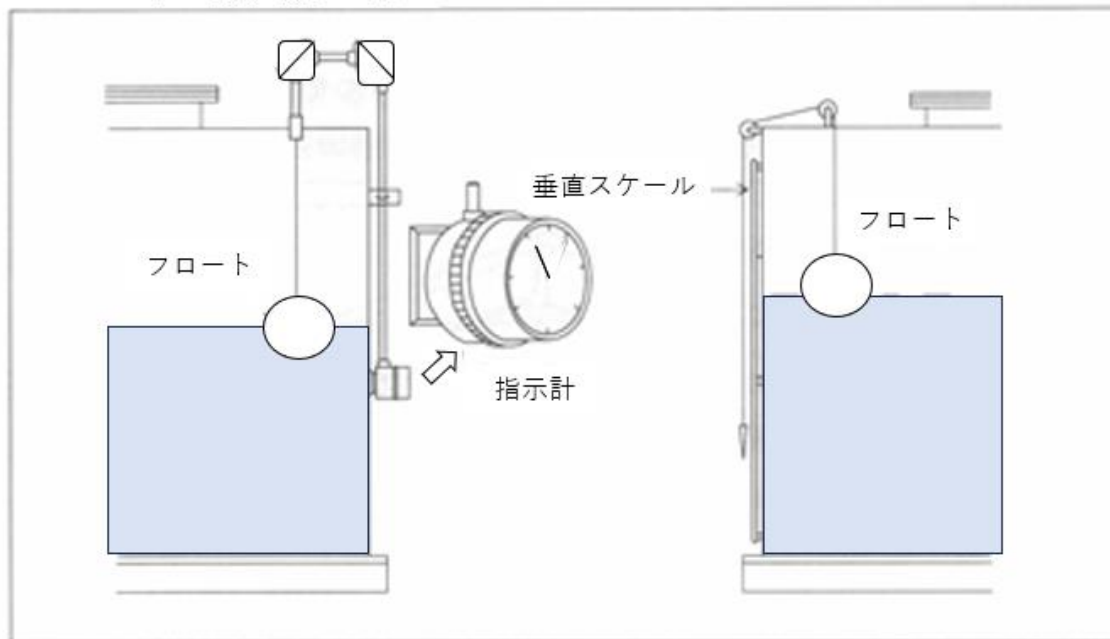
1 自動表示装置

液体の危険物の屋内貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。

(政令第12条第1項第8号)

なお、自動表示装置については、屋外タンク貯蔵所第13によること。

フロート式液面計の例



第9	注 入 口	令12-1-9
----	-------	---------

1 注入口

液体の危険物の屋内貯蔵タンクの注入口は、政令第11条第1項第10号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものであること。（政令第12条第1項第9号抜粋）
注入口については、屋外タンク貯蔵所第14によること。

第10	ポ ン プ 設 備	令12-1-9の2
-----	-----------------------	-----------

1 ポンプ設備

屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備にあつては政令第11条第1項第10号の2（イ及びロを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例により、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあつては総務省令（規則第22条の5）で定めるところにより設けるものであること。

(政令第12条第1項第9号の2抜粋)

2 ポンプ設備の基準

(1) タンク専用室以外の場所に設ける場合

政令第11条第1項第10号の2ハからヌまで及びワの規定によること。

詳細については、屋外タンク貯蔵所第15. 1. (3) から(10)及び(12)参照のこと。

(規則第22条の5第1号)

(2) タンク専用室に設ける場合

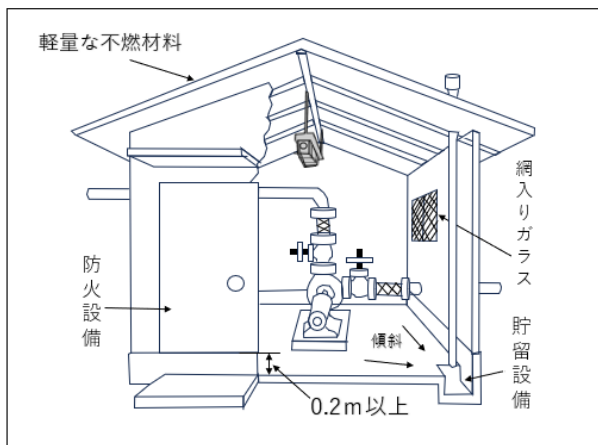
ポンプ設備を堅固な基礎の上に固定するとともに、その周囲にタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上の高さの不燃材料で造った囲いを設けるか、又はポンプ設備の基礎の高さをタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上とすること。

(規則第22条の5第2号)

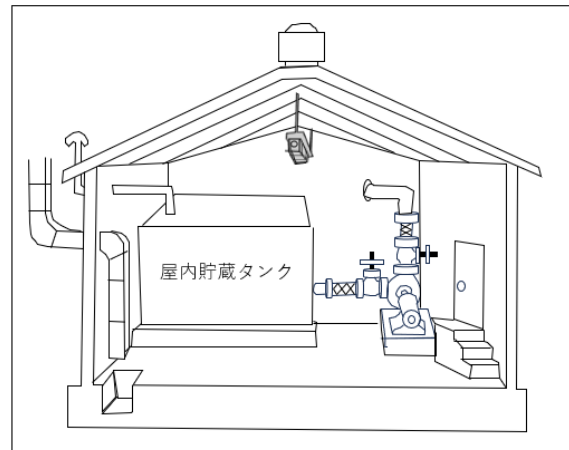
3 留意事項

ポンプ設備の周囲には点検・修理のための適当な空間を保有すること。

ポンプを単独で設ける例



ポンプをタンク専用室内に設ける例



注 ポンプ基礎は出入口、しきいの高さ以上とすること。

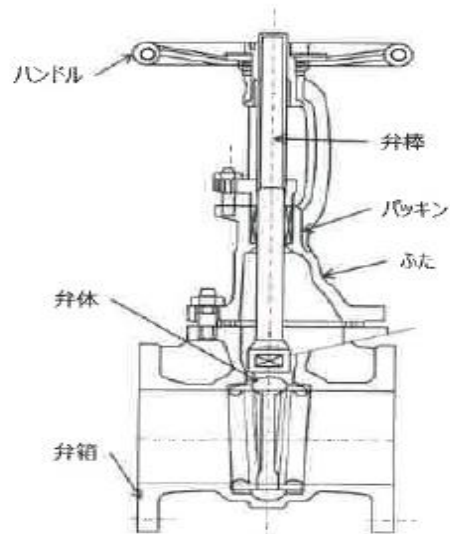
第11	弁	令 12-1-10
-----	---	-----------

1 弁

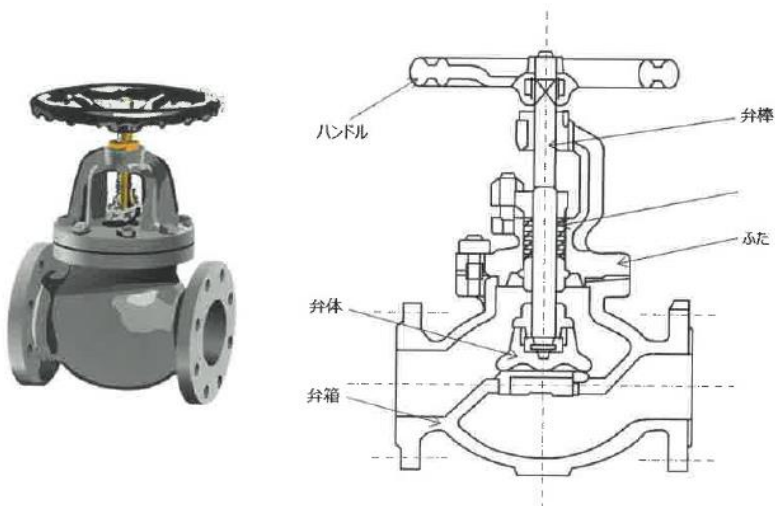
屋内貯蔵タンクの弁は、政令第11条第1項第11号に掲げる屋外貯蔵タンクの弁の例によるものであること。
 (政令第12条第1項第10号抜粋)

弁については、屋外タンク貯蔵所第16によること。

(1) 仕切弁の例



(2) 玉形弁の例



第12	タンクの水抜管	令12-1-1002
-----	---------	------------

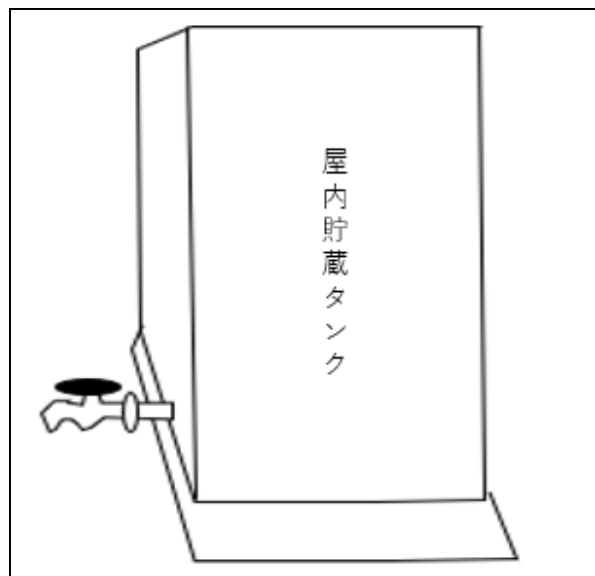
1 タンクの水抜管

屋内貯蔵タンクの水抜管は、政令第11条第1項第11号の2に掲げる屋外貯蔵タンクの水抜管の例によるものであること。 (政令第12条第1項第10号の2抜粋)

水抜管については、屋外タンク貯蔵所第17によること。

注 地震動等により損傷を受けるおそれがない場合は、タンク底に設けることができる。

タンク側板に設けた例



タンク底板に設けた例



第13	配 管	令12-1-11 令12-1-1102
-----	-----	------------------------

1 配管

(1) 屋内貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののほか、政令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

(政令第12条第1項第11号)

(2) 液体の危険物を移送するための屋内貯蔵タンクの配管は、政令第11条第1項第12号の2に掲げる屋外貯蔵タンクの配管の例によるものであること。

(政令第12条第1項第11号の2)

なお、配管については、製造所第20. 1. 2、タンクとの結合部分の損傷防止措置については、屋外タンク貯蔵所第19. 2、その他については別記10〔配管の材料・塗覆装及び運用〕によること。

第14	タンク専用室の構造等	令12-1-12
		1-13
		1-14
		1-15
		1-16
		1-17
		1-18

1 タンク専用室の構造等

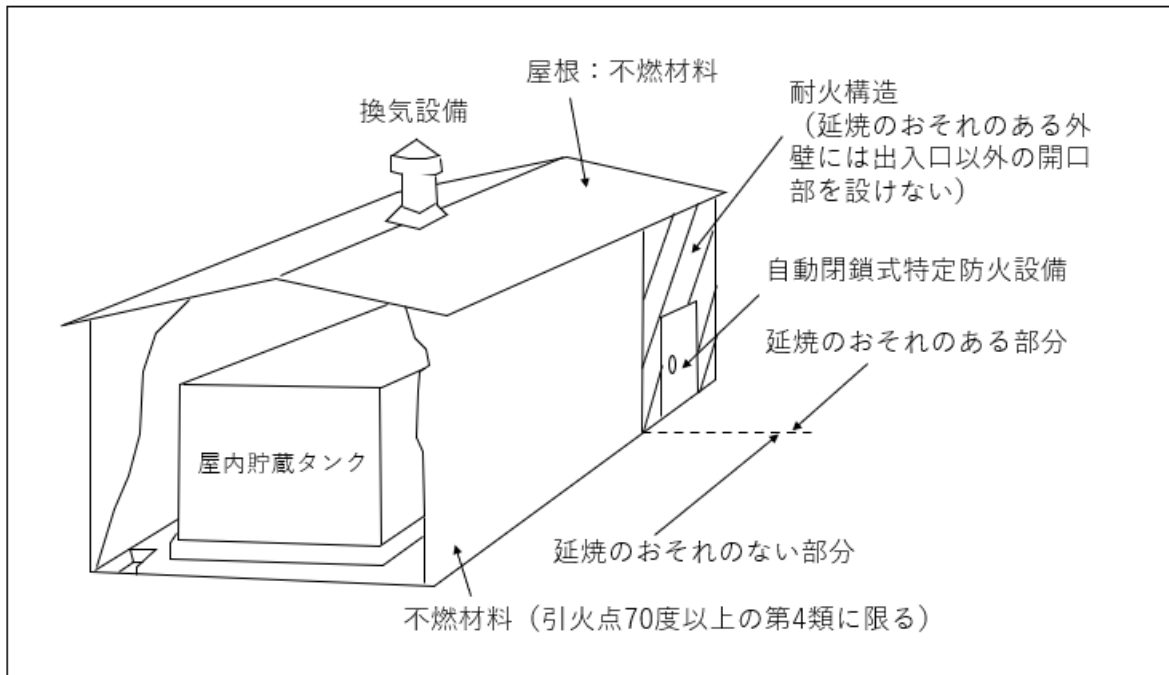
- (1) タンク専用室は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、引火点が70℃以上の第4類の危険物のみの屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。
(政令第12条第1項第12号)
- (2) タンク専用室は、屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。
(政令第12条第1項第13号)
- (3) タンク専用室の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
(政令第12条第1項第14号)
- (4) タンク専用室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。
(政令第12条第1項第15号)
- (5) 液状の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
(政令第12条第1項第16号)
- (6) しきいは、万一危険物が漏えいした場合において、タンク専用室外へ流出させないことを目的とし、高さは、床面から0.2m以上とすること。
(政令第12条第1項第17号抜粋)
- (7) タンク専用室の採光、照明、換気及び排出の設備は、政令第10条第1項第12号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によるものであること。
(政令第12条第1項第18号)

2 留意事項

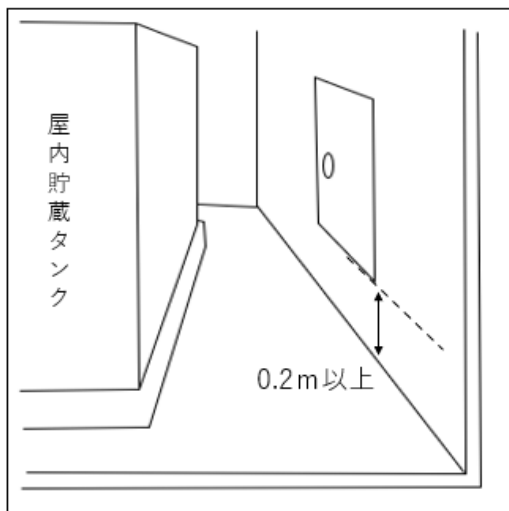
- (1) 「耐火構造・不燃材料」とは、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (2) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記7〔延焼のおそれのある部分等〕によること。
- (3) 延焼のおそれのある外壁には、出入口以外の窓等の開口部を設けることはできない。ただし、防火上有効なダンパー等を設けた場合は、換気及び排出設備による開口部を設けることができる。
(**)
- (4) タンク専用室の屋根の材質については、放爆構造を前提とした屋内貯蔵所の屋根と異なり不燃材料であればよく、軽量な不燃材料とすることを要求していない。また、天井を設けることにより天井裏への危険物蒸気の滞留等が考えられ危険性があるので、天井を設けないこととされている。
(**)
- (5) 特定防火設備又は防火設備については、製造所第7.1参照のこと。

- (6) 網入りガラスは、製造所第8. 2参照のこと。
- (7) 床の構造の詳細については、製造所第9. 2参照のこと。
- (8) しきいの高さは床面から0. 2m以上とするが、貯蔵する危険物の全量を収容することができるように配慮すること。 (**)
- (9) しきいにかえてせきを設けること等により流出防止措置を講ずることもできる。この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に0. 5m以上の間隔を保つこと。 (**)
- (10) 換気設備等の詳細については、別記8 [可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表] によること。

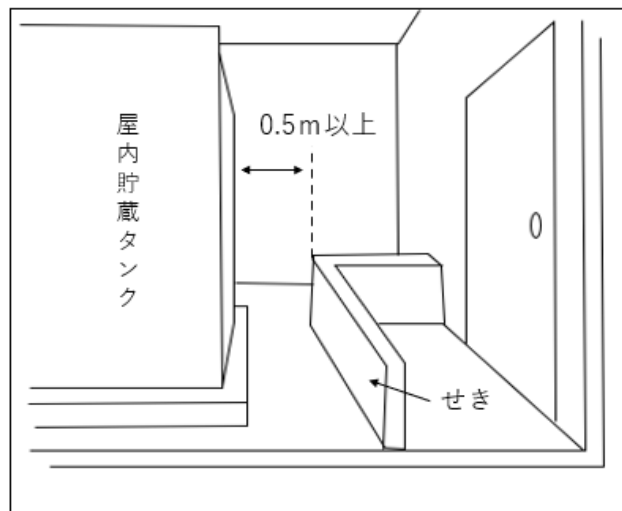
外壁を耐火構造及び不燃材料とする例



しきいを設ける例



せきを設ける例



第15	電 気 設 備	令12-1-19
-----	---------	----------

1 電気設備

電気設備は、政令第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。
(政令第12条第1項第19号)

電気設備については、別記9〔電気設備〕によること。

第16	平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所	令12-2
-----	-----------------------	-------

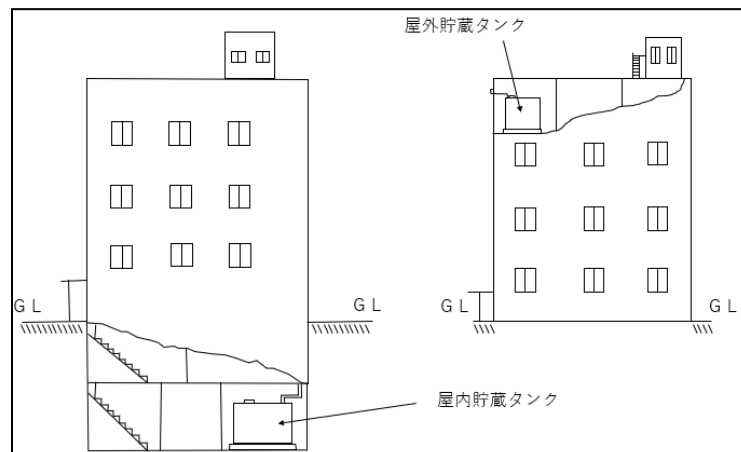
1 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所のうち引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第12条第1項第2号から第9号まで、第9号の2（タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備に関する基準に係る部分に限る。）、第10号から第11号の2まで、第16号、第18号及び第19号の規定の例によるほか、次のとおりとする。（政令第12条第2項）

12条第1項を準用する規定

第2号	タンク室内の間隔
第3号	標識及び掲示板
第4号	タンクの容量制限
第5号	タンクの構造
第6号	タンクのさびどめ塗装
第7号	通気管等
第8号	自動表示装置
第9号	注入口
第9号の2	タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備
第10号	タンクの弁
第10号の2	タンクの水抜管
第11号	配管
第11号の2	配管とタンクの接合部の損傷防止
第16号	タンク専用室の床の構造等
第18号	タンク専用室の換気設備等
第19号	電気設備

平屋建以外の屋外タンク貯蔵所



1 タンクの設置場所

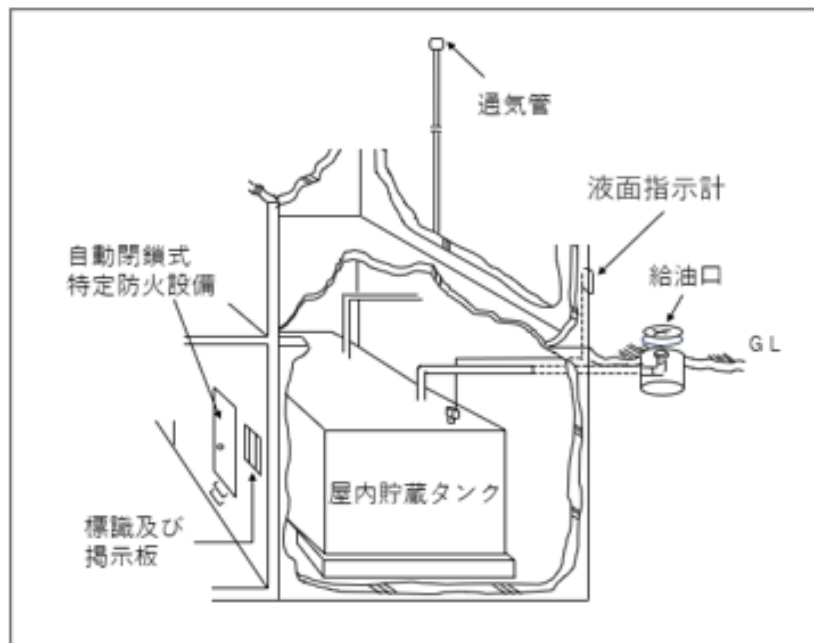
屋内貯蔵タンクは、タンク専用室に設置すること。 (政令第12条第2項第1号)

2 留意事項

平屋建以外の建築物に屋内貯蔵タンクを設ける場合であっても、タンク専用室に設置しなければならない。また、タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備は設置してもさしつかえないが、その他のものは設置してはならない。

(**)

階層設置の屋外タンク貯蔵所の例



1 注入口付近の表示装置

屋内貯蔵タンクの注入口付近には、当該屋内貯蔵タンクの危険物の量を表示する装置を設けること。ただし、当該危険物の量を容易に覚知することができる場合、この限りではない。
(政令第12条第2項第2号)

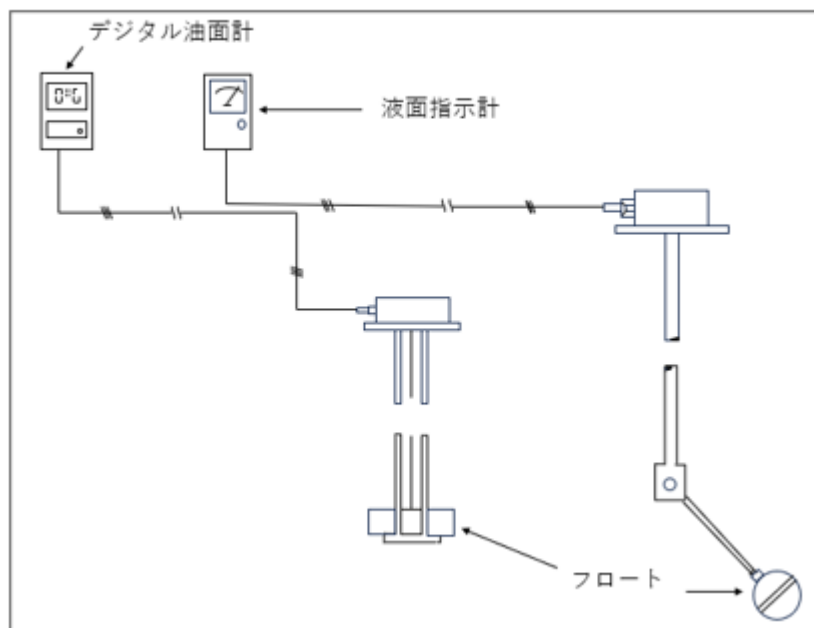
2 留意事項

(1) 平屋建以外の建築物に設けられる屋内貯蔵タンクは、注入口が当該タンクの設置場所から遠い位置に設置されることが予想されるので、危険物のタンクへの過剰注入による漏えい、飛散等を防止するために注入口の付近に危険物の量を表示する装置を設けることとしている
(**)

(2) 「危険物の量を表示する装置」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。

(昭和46年7月27日付消防危第106号通知)

危険物の量が表示される装置



第19	ポンプ設備	令12-2-202
-----	-------	-----------

1 ポンプ設備

タンク専用室の存する建築物に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、総務省令（規則第22条の6）で定めるところにより設けるものであること。

（政令第12条第2項第2号の2）

2 ポンプ設備の基準

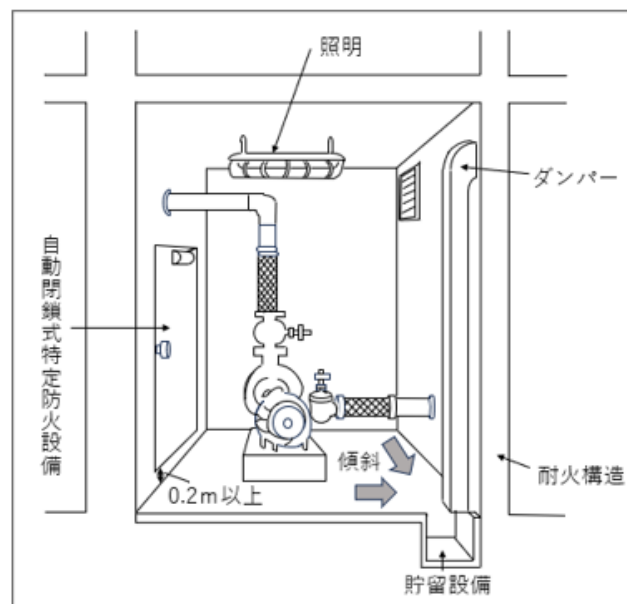
(1) ポンプ設備をタンク専用室の存する建築物に設ける場合であって、タンク専用室以外の場所に設ける場合は、次によること。（規則第22条の6第1号）

- ① ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
（規則第22条の6第1号イ）
- ② ポンプ室は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。
（規則第22条の6第1号ロ）
- ③ ポンプ室には、窓を設けないこと。（規則第22条の6第1号ハ）
- ④ ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
（規則第22条の6第1号ニ）
- ⑤ ポンプ室の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
（規則第22条の6第1号ホ）
- ⑥ 政令第11条第1項第10号の2ハ、チからヌまで及びヲの規定の例によること。
詳細については、屋外タンク貯蔵所第15. 1. (3) から(10)及び(12)参照のこと。
（規則第22条の6第1号ホ抜粋）

(2) タンク専用室に設ける場合は、次によること。

タンク専用室に設ける場合は、ポンプ設備を堅固な基礎の上に固定するとともに、その周囲に高さ0.2m以上の不燃材料で造った囲いを設ける等漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずること。（規則第22条の6第2号）

ポンプをタンク専用室以外に設置する例



第20	タンク専用室の構造	令12-2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8
-----	-----------	--

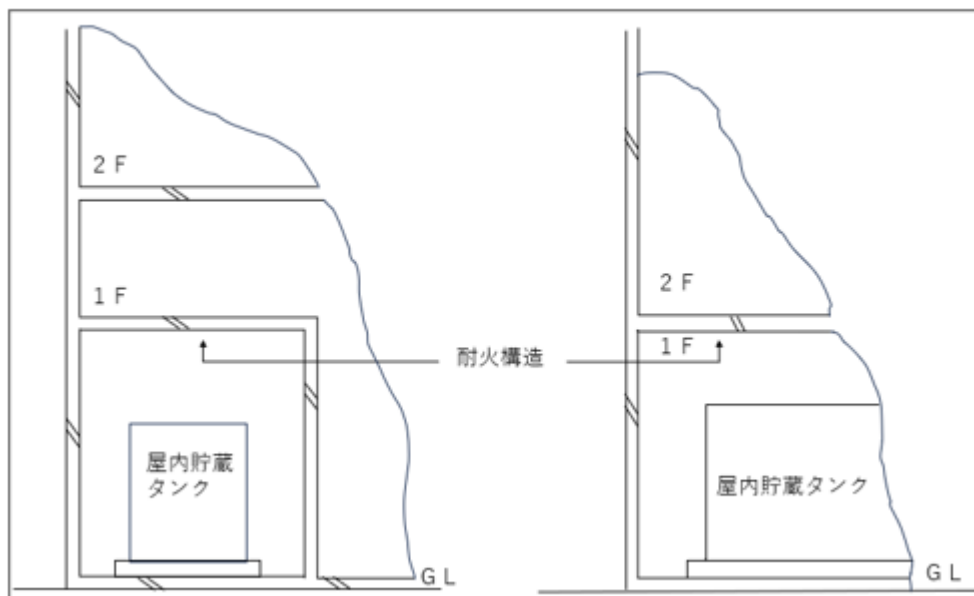
1 タンク専用室の構造

- (1) タンク専用室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
(政令第12条第2項第3号)
- (2) タンク専用室は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。
(政令第12条第2項第4号)
- (3) タンク専用室には、窓を設けないこと。
(政令第12条第2項第5号)
- (4) タンク専用室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
(政令第12条第2項第6号)
- (5) タンク専用室の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
(政令第12条第2項第7号)
- (6) タンク専用室は、屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とすること。
(政令第12条第2項第8号)

2 留意事項

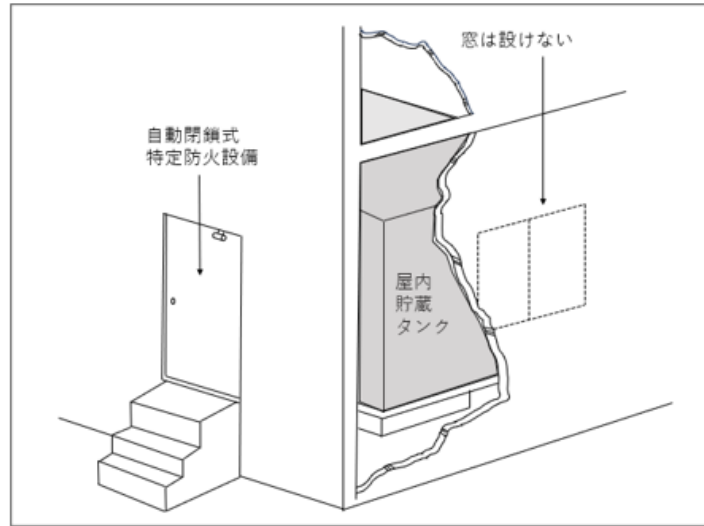
- (1) タンク専用室が平屋建以外の建築物に設置されるものであることから、火災が発生した場合においても他の部分へ延焼することがないように、壁、柱、床、はり及び上階の床を耐火構造とすることによって、タンク専用室を防火的に独立させている。 (**)

上階の床等の構造



- (2) タンク専用室の構造を制限した目的により、タンク専用室には窓を設けてはならないとされている。また、タンク専用室の出入口についても、常時閉鎖状態が確保される自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。 (**)

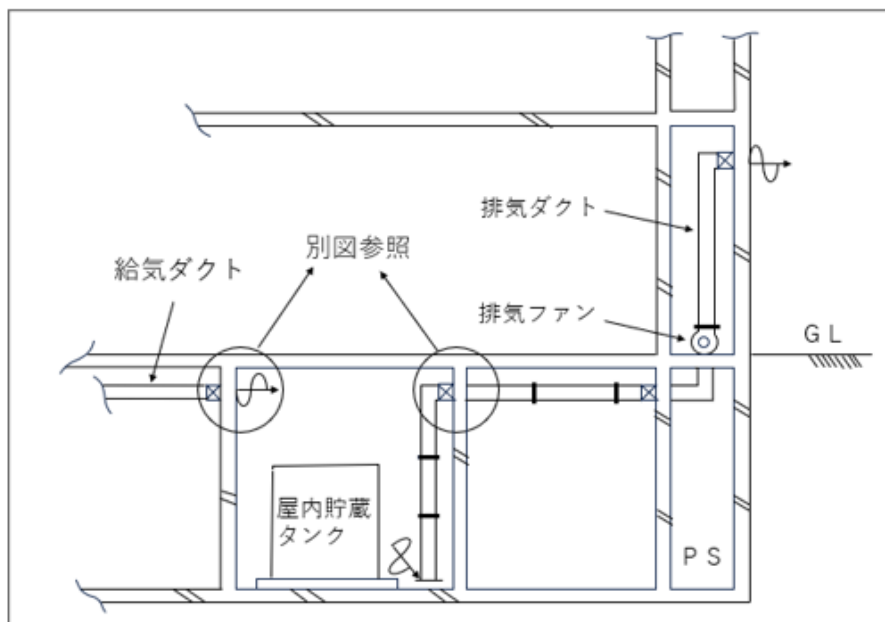
タンク専用室の出入口等



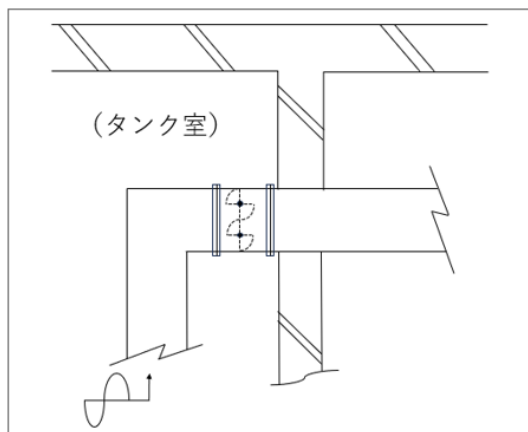
- (3) 平屋建以外の建築物に設けるタンク専用室の換気設備は、タンク専用室又はタンク専用室以外の部分において火災が発生した場合に壁等を貫通する当該換気設備のダクト等を通じ、相互の延焼を防止するため、ダンパー等を防火上有効に設けることとされている。 (**)

なお、換気設備については、別記8 [可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表] によること。

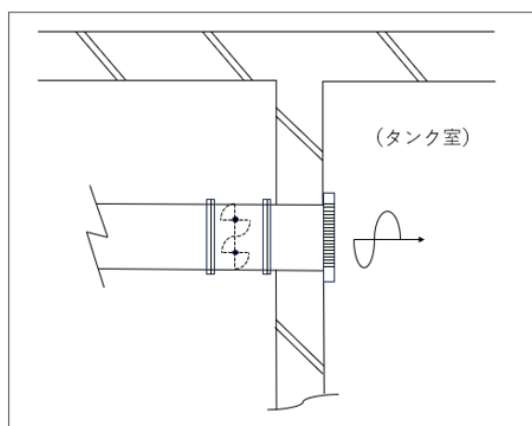
タンク室の換気設備の例



排気ダクトの防火ダンパーの例



給気ダクトの防火ダンパーの例

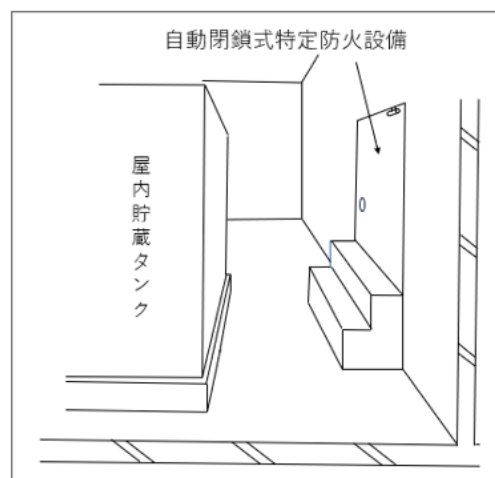


- (4) タンク専用室以外の部分に流出しない構造には、出入口のしきいの高さを高くするもの又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法があり、これらについてはタンク専用室内に収納されている危険物の全量を収納することができるものとする必要がある。

しきいを高くする例



せきを設ける例



第21	特 例 の 屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	令12-3
-----	-----------------------	-------

1 特例の屋内タンク貯蔵所

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他総務省令（規則第22条の7）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令（規則第22条の8・規則第22条の9・規則第22条の10）で、第1項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（政令第12条第3項）

2 特例を定めることができる危険物

政令第12条第3項の総務省令で定める危険物は、規則第13条の7に規定する危険物とする。

（規則第22条の7）

(1) アルキルアルミニウム等とは、次による。

第3類の危険物のうち、アルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第6条2の8抜粋）

(2) アセトアルデヒド等とは、次による。

第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第13条の7抜粋）

(3) ヒドロキシルアミン等とは、次による。

第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第13条の7抜粋）

3 基準を超える特例

(1) アルキルアルミニウム等の屋内タンク貯蔵所

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所に係る政令第12条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、規則第22条の2の3に掲げるアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。

（規則第22条の8）

(2) アセトアルデヒド等の屋内タンク貯蔵所

アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所に係る政令第12条第3項の規程による同条第1項に掲げる基準の特例は、規則第22条の2の4に掲げるアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。

（規則第22条の9）

(3) ヒドロキシルアミン等

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所に係る政令第12条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、規則第22条の2の5に掲げるヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。

（規則第22条の10）